

### 【休学する場合】

- ・休学する場合は、「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。
- ・休学期間開始前にすみやかに出国してください。
- ・休学して出国する際は、在留資格「留学」の有効期限が残っていても空港にて在留カードを返納してください。
- ・休学中も日本に滞在する必要がある場合は、必ず休学期間開始前に、出入国在留管理局に相談してください。

在留資格「留学」を変更せずに日本に滞在し続けると、「在留資格取消」の対象となります。在留資格が取り消されると、強制退去の対象者となり、5年間日本への入国ができなくなるおそれがありますので十分注意してください。

### 【退学する場合】

- ・退学する場合は、「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。
- ・退学後 14 日以内に出入国在留管理局へ「活動(所属)に関する届出」(所属(活動)機関に関する届出(教授、高度専門職1号ハ、高度専門職2号(ハ)、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修) | 出入国在留管理庁 (moj.go.jp))を行い、すみやかに出国してください。
- ・退学して出国する際は、在留資格「留学」の有効期限が残っていても空港にて在留カードを返納してください。
- ・退学後も日本に滞在する必要がある場合は、必ず退学する前に、出入国在留管理局に相談してください。

在留資格「留学」を変更せずに日本に滞在し続けると、「在留資格取消」の対象となります。在留資格が取り消されると、強制退去の対象者となり、5年間日本への入国ができなくなるおそれがありますので十分注意してください。

### 【復学する場合】

休学を終了して復学するためには、再度「留学」ビザを取得する必要があります。

来日する前に在留資格認定証明書を取得し、居住国の日本大使館で査証(ビザ)を取得してください。在留資格認定証明書の交付申請手続きについては、下記の時期に必ず学生課へ連絡し手続きを進めてください。(連絡先:ryugaku@asu.ac.jp)

- ・4月復学者：前年12月下旬
- ・10月復学者：6月下旬